

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分について

	タイプⅠ	タイプⅡ
対象事業	<p>原則として以下の(イ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ロ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、他の地方公共団体の参考となる(ハ)に示す先駆性を有する事業を実施する場合</p> <p>(イ) 事業分野(原則として給付事業を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> しごとづくり等に資する人材育成・確保等 農林水産業等の資源のブランド化、販路開拓、事業化等 地域の観光資源の開発等 コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージ等 中山間地域等における「小さな拠点」(コンパクトヴィレッジ) プレミアム商品券等と連携しつつ行う商品開発、商店街活性化等 <p>(ロ) 事業の仕組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ビッグデータ等客観的データやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。 事業の企画や実施にあたり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。 重要業績評価指標(KPI)が原則として成果目標(アウトカム)で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が整備されていること。 <p>(ハ) 先駆性</p> <ol style="list-style-type: none"> 関連する国等の施策をパッケージ化し、利用者から見てワンストップ化を目指すものであること。 連携中枢都市圏や定住自立圏における複数の地方公共団体又は観光、都市農村交流等の特定分野に関し、広域にわたる複数の地方公共団体が、適切に連携して同一事業を実施するものであること。 民間事業者やNPO等の参画又はそれらとの合意を得つつ、その事業ノウハウを活用して、事業の継続性、民間事業者やNPO等の経済的な自立性を目指すものであること。 地域住民との緊密な連携により地方版総合戦略を実施するための専門部署の設置等、有効な事業実施体制を伴うものであること。 	<p>平成27年10月30日までに、以下の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則としてアウトカムベースにより適切な重要業績評価指標(KPI)が設定されていること。 外部有識者等を含めた検証機関により重要業績評価指標(KPI)の検証が行われるものであること。 地方版総合戦略の策定・見直しについて、住民や産官学金労言等との連携体制等を備えていること。
交付申請	<p>◆ 都道府県→ 5事業まで 市町村→ 2事業まで を目安とする。</p> <p>※ ただし、個別分野に関して、複数の地方公共団体が広域にわたり連携し、同一事業を実施する場合は、この限りではない。</p>	
申請額上限	<p>◆ 都道府県→ 3~5億円 市町村→ 3~5千万円 を目安に交付</p> <p>※ 提出案件の内容等によっては、上記目安に関わらず、交付しえる</p>	<p>◆ 一地方公共団体あたりの上限 1,000万円</p>
提出期限	<p>◆ 平成27年8月31日(月)</p>	<p>◆ 平成27年8月14日(金)</p>
交付決定	<p>10月下旬(予定)</p>	<p>10月下旬(予定)</p>